

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件

○厚生労働省告示第二百六十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和八年七月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

在宅就業支援団体の名称	特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷
在宅就業支援団体の住所	B 東京都世田谷区用賀四丁目五番七号ルビーノロトンダ三一
代表者の氏名	鈴木 千恵子
在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目五番七号ルビーノロトンダ三一B
廃止年月日	令和八年七月七日